

今月の税務トピックス

(免税事業者等からの仕入れに係る経過措置)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和5年10月1日からインボイス制度の導入により、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者、以下「免税事業者等」といいます)からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除ができなくなります。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても仕入税額控除が認められる経過措置(以下単に「経過措置」といいます。)が導入されます。

本稿では、この経過措置の概要と実務上の留意点について解説します。

I 経過措置の概要

1 令和8年9月30日までの経過措置

事業者(免税事業者を除きます。以下同じ)が令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に国内において免税事業者等から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、その課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に80%を乗じて算出した額が課税仕入れに係る消費税額の対象とされます(平成28年改正法附則52①)。

2 令和11年9月30日までの経過措置

事業者が令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において免税事業者等から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、その課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に50%を乗じて算出した額が課税仕入れに係る消費税額の対象とされます(平成28年改正法附則53①)。

II 用語の定義

1 一定の事項が記載された帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要とされます。なお、具体的な記載事項は、次に掲げるとおりとされます。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡

等に係るものである旨)及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨

- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

2 一定の事項が記載された請求書等

区分記載請求書等保存方式の記載事項(電磁的記録を含みます。)に加え、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要とされます。なお、具体的な記載事項は、次に掲げるとおりとされます。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)(注)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額(注)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注)適格請求書発行事業者以外の者から受領した請求書等の内容について、上記③かっこ書きの「資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨」及び上記④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められます。

おわりに

経過措置の適用を受ける場合には、帳簿の摘要欄に「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載が必要とされます。具体的な帳簿への記載は、①個々の取引ごとに「80%控除対象」又は「免税事業者からの仕入れ」と記載する方法、②経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」と表示する方法等とされます(インボイスQ&A問89)。なお、会計事務所が使用している会計ソフトでは、各社独自の記号・番号等を用いた対応が行われるでしょう。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。